

目 次

1	はじめに	1
2	郷土博物館の概要	2
	(1) 目的と使命	2
	(2) 郷土博物館基本構想	2
	(3) 戸田市郷土博物館ビジョン	3
	(4) 沿革	4
	(5) 施設・設備	9
	(6) 組織（職員）・郷土博物館協議会	11
	(7) 予算	12
	(8) 刊行物一覧	13
	(9) 入館者数の推移	15
3	令和4年度事業報告	17
	(1) 入館者数	17
	(2) 展示事業	18
	(3) 教育普及事業	19
	(4) 博学連携事業	21
	(5) 文化財保護事業	22
	(6) 資料及び史料の活用状況	23
	(7) アーカイブズ・センター事業	24
4	令和5年度事業予定	25
	(1) 展示事業	25
	(2) 教育普及事業	27
	(3) 博学連携事業	29
	(4) 文化財保護事業	30
	(5) アーカイブズ・センター事業	30
5	参 考	31
	第1節 戸田市立郷土博物館条例	31
	第2節 戸田市立郷土博物館条例施行規則	33
	第3節 戸田市文化財保護条例	37
	第4節 戸田市文化財保護条例施行規則	40
	第5節 指定文化財一覧	42
	第6節 戸田市アーカイブズ・センター規程	43
	第7節 戸田市郷土博物館ビジョン	45

はじめに

郷土博物館

戸田市立郷土博物館は、豊かな教養を育み、個性ある文化創造の一翼を担う生涯学習の場として、昭和59年1月1日に開館した自然科学・人文科学にわたる総合博物館である。建物は、市の文化の要として図書館と併設された複合施設となっている。館の入口左上（3階部分）には館のシンボルとして学問の神の使いといわれるミミズクの彫像が設置されていたが、安全性への配慮から、令和2年1月に施設改修を機に1階玄関左側に移設された。

常設展示室では、「荒川の流れと収穫の日々～低湿地のくらし～」をメインテーマとし、荒川下流域に位置する郷土の歴史や民俗を展示している。主な展示としては、地層の剥離面、鍛冶谷・新田口遺跡の出土品、古代の復元住居、中世の佐々目郷関係の文書、美女木八幡社の銅鐘、板石塔婆、江戸時代の中山道、荒川の舟運や戸田渡船場の模型、江戸時代後期の民家の復元住居、戸田団地の部屋の復元などがある。

特別展示室では、郷土に関わりのあるテーマを広く求めながら、企画展や特別展などを年に数回開催している。

教育普及活動として市内全小学校を対象に6年生及び3年生を受け入れ、博物館で体験型の授業を行っている。土曜日、日曜日や夏休みを中心に子供向けの体験講座「子ども体験ひろば」などを開催し、一般向けや親子向けの体験講座、教職員向けの研修会も開催している。

アーカイブズ・センター

アーカイブズ・センターは、近年の国の公文書管理制度改革や公文書管理法の成立に連動し、歴史的公文書や記録、アーカイブズ（保存記録）を取り巻く諸環境が整いつつある状況を踏まえ、開館25周年事業の一環として平成21年6月9日に開設した（6月9日は国際文書館評議会が制定した“国際アーカイブズの日”に当たる。）。館の構想段階から図書館・郷土博物館とは別の独立した文書館の設置を目指していたが、これまで文書整理室として非公開のスペースであった場所で、古文書や地図等を閲覧することができるようになった。

図書館・博物館・アーカイブズ・センター

平成21年6月9日、国際アーカイブズの日に合わせてアーカイブズ・センターを開室し、図書館・博物館・文書館機能を備えた複合施設となり、現在に至っている。複合施設ならではの好例として、調べ学習や自由研究などへの対応が挙げられる。博物館で見た資料を図書館で詳しく調べながら理解を深めたり、図書館で調べたものを博物館で実物として捉え直したりといった活用が見られる。また、一般からのレファレンス対応時においても、参考資料担当の図書館司書と当館学芸員が協力関係を構築し、今日では、レファレンスや調べ物に関する講座を開講するに至っている。

彩湖自然学習センター（みどりパル）

彩湖自然学習センターは、平成9年6月1日に郷土博物館の分館として彩湖のほとりに開館した。荒川河川敷を舞台とする自然の再生と人間性の回復を考慮した自然と人、人と人との交流空間を創出するために、建設省（現国土交通省）と戸田市との共同事業として誕生した。

1階では「水中のふしぎ」をテーマとして、淡水魚が悠々と泳いでいるミニ水族館となっている。2階では「水辺のふしぎ」をテーマとして、彩湖周辺の水辺の四季を紹介する水辺シアターを中心に生態や食物連鎖について学習できる。3階では「草原・湿原のふしぎ」をテーマとして、草原や湿原に棲む生きものたちを遊び感覚で探し出す仕掛けなどがある。4階では「林のふしぎ」をテーマとして、小さな虫になったような視線で林の生き物たちの営みを観察できるようになっている。

教育普及活動として市内全小学校を対象に3年生を受入れ、センターで自然体験型の授業を行ったり、学校での理科授業の支援（サイエンスサポートプログラム）を行っている。また、土曜日、日曜日や夏休みを中心に子供向けの体験講座を開催、一般向けや親子向けの体験講座、教職員向けの研修会を開催している。

戸田市立郷土博物館要覧【令和5年度】

令和 4年 3月	戸田市郷土博物館ビジョン策定（計画期間：令和4年度～令和8年度）
令和 4年 6月	文化財企画展「ここまで分かった！戸田市の埋蔵文化財最新情報展」開催
令和 4年 6月	彩湖自然学習センター開館25周年
令和 4年 9月	第28回企画展「彩湖自然学習センター（みどりパル）の25年 みどりとともに」開催
令和 4年 11月	ロビー展「戸田市中世」開催
令和 5年 1月	第21回昔の暮らし展「たんけん 昔の暮らし」開催
令和 5年 2月	埋蔵文化財整理室を喜沢小学校内から郷土博物館内に移転

● 施設・設備 ●

名 称	戸田市立郷土博物館		
所在地	戸田市大字新曽 1707 番地	電話 048-443-5600	FAX048-442-8988
敷地面積	5,492 m ²		
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階建		
建設面積	2,152 m ²		
延床面積	6,699 m ²	図書館部分 3,610.9 m ²	郷土博物館部分 3,088.1 m ²
工事費	1,908,101,000 円		
設計料(監理含)	64,992,000 円		
補助金	112,000,000 円		
常設展示委託料	157,555,000 円		
備品購入費	7,383,000 円 (S59・60年)		

各 室 一 覧

[1階]

洗浄室：11.9 m² 消毒室：15.1 m² 乾燥室：19.8 m² 荷解室：21.0 m²

[2階]

事務室(図書館と共用)：98.9 m²

アーカイブズ・センター(閲覧室兼事務室)：132.5 m² 整理予備室：23.6 m² 文書庫：91.7 m²

書庫：26.2 m²

[3階]

常設展示室：560.9 m² 特別展示室：138.0 m² 講座室：147.2 m²

収蔵庫Ⅰ：62.2 m² 収蔵庫Ⅱ：62.2 m² 収蔵庫Ⅲ：82.3 m² 収蔵庫Ⅳ：62.2 m²

収蔵庫Ⅴ：42.8 m² 収蔵庫Ⅵ：120.0 m² 展示備品室：52.3 m²

準備室Ⅰ：22.8 m² 準備室Ⅱ：13.3 m² 準備室Ⅲ：25.4 m² 刊行物保管室：20.7 m²

学芸員室：51.4 m² 撮影室：34.1 m² 予備室：17.1 m²

[中地下の一部]

戸田市史等関連書庫

工事関係者一覧

[監 理]	戸田市建設部建築課
[設計・監理]	(株)日建設計
[建築工事]	(株)熊谷組北関東支店
[電気工事]	千歳電気工業(株)埼玉営業所
[空調工事]	新日本空調(株)
[衛生工事]	細井設備(株)戸田支店
[昇降設備工事]	日本オーチスエレベーター(株)東京支店

設備改修工事関係業者一覧

(平成30年10月1日～令和2年1月31日)

[監 理]	戸田市財務部資産経営室
[設計・監理]	(株)工藤孝建築設計事務所
[施 行 者]	(株)島村工業
[電気工事]	中村電設工業(株)
[機 械 設 備]	大成温調(株)
[サイン工事]	(株)アボック社

名 称	戸田市立郷土博物館 分館 彩湖自然学習センター(みどりパル)		
所在地	戸田市大字内谷 2887 番地	電話 048-422-9991	FAX048-422-9993
延床面積	1,068 m ²		
展示面積	406.71 m ²		

常設展示室テーマ

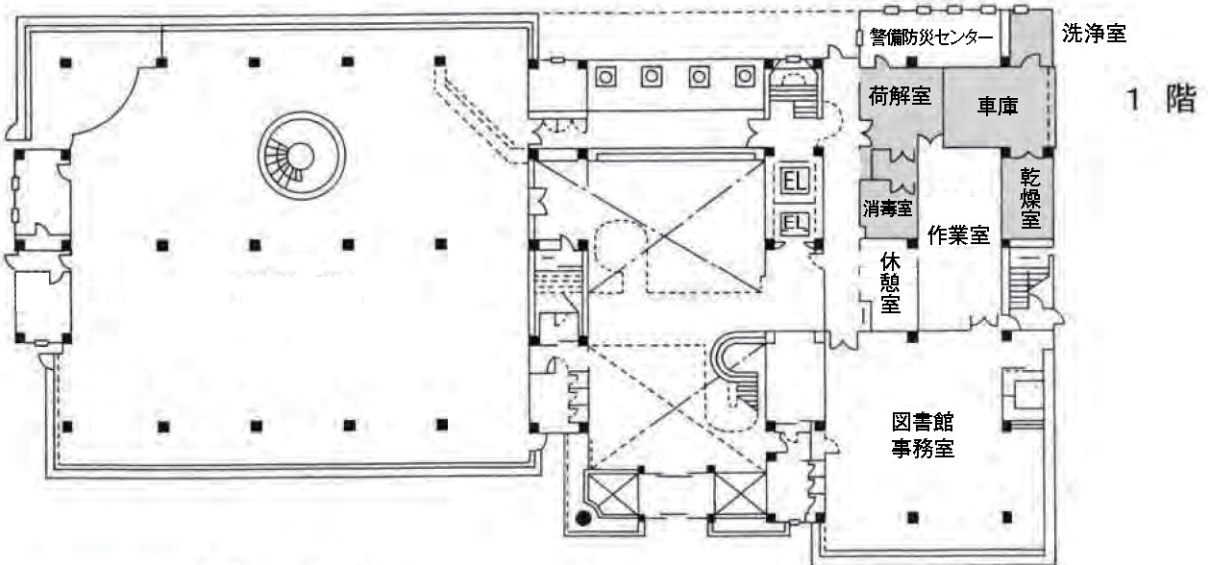
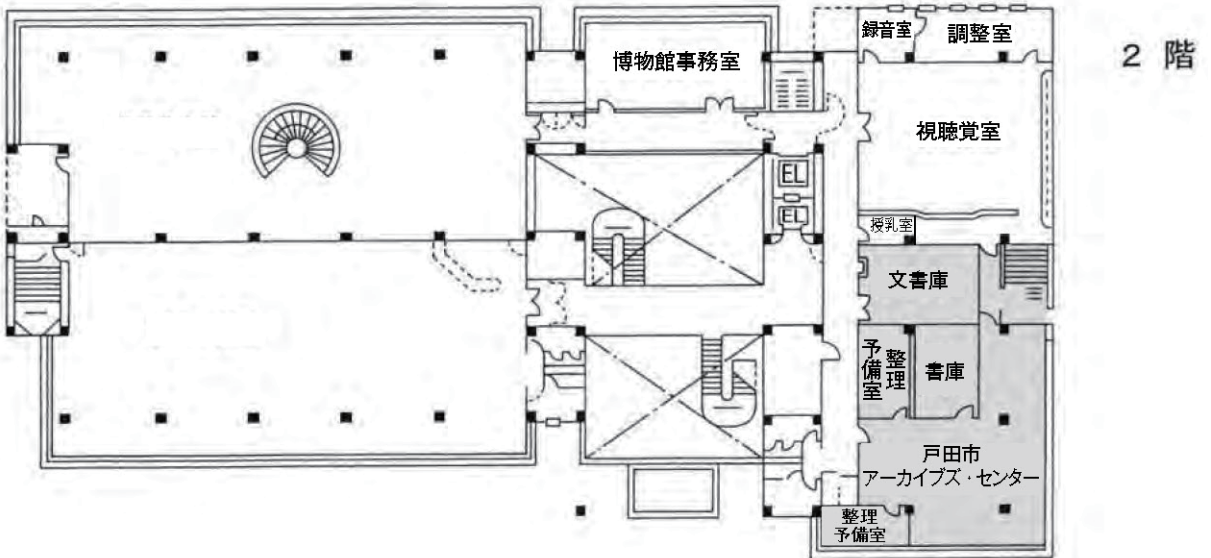
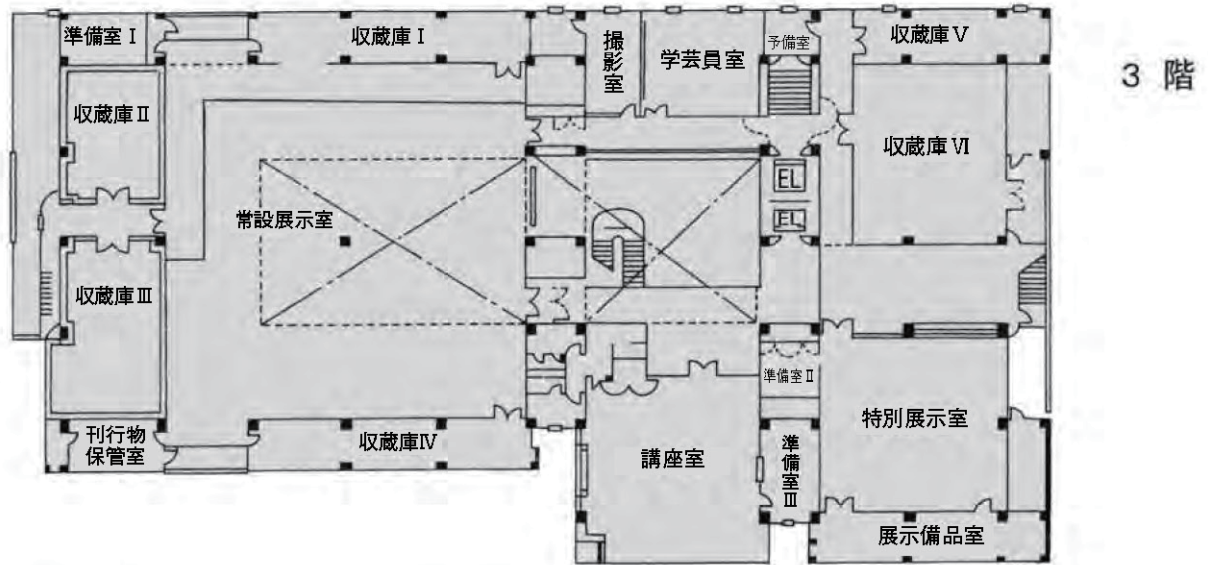
[1階] 水中のふしぎ

[2階] 水辺のふしぎ

[3階] 草原・湿原のふしぎ

[4階] 林のふしぎ

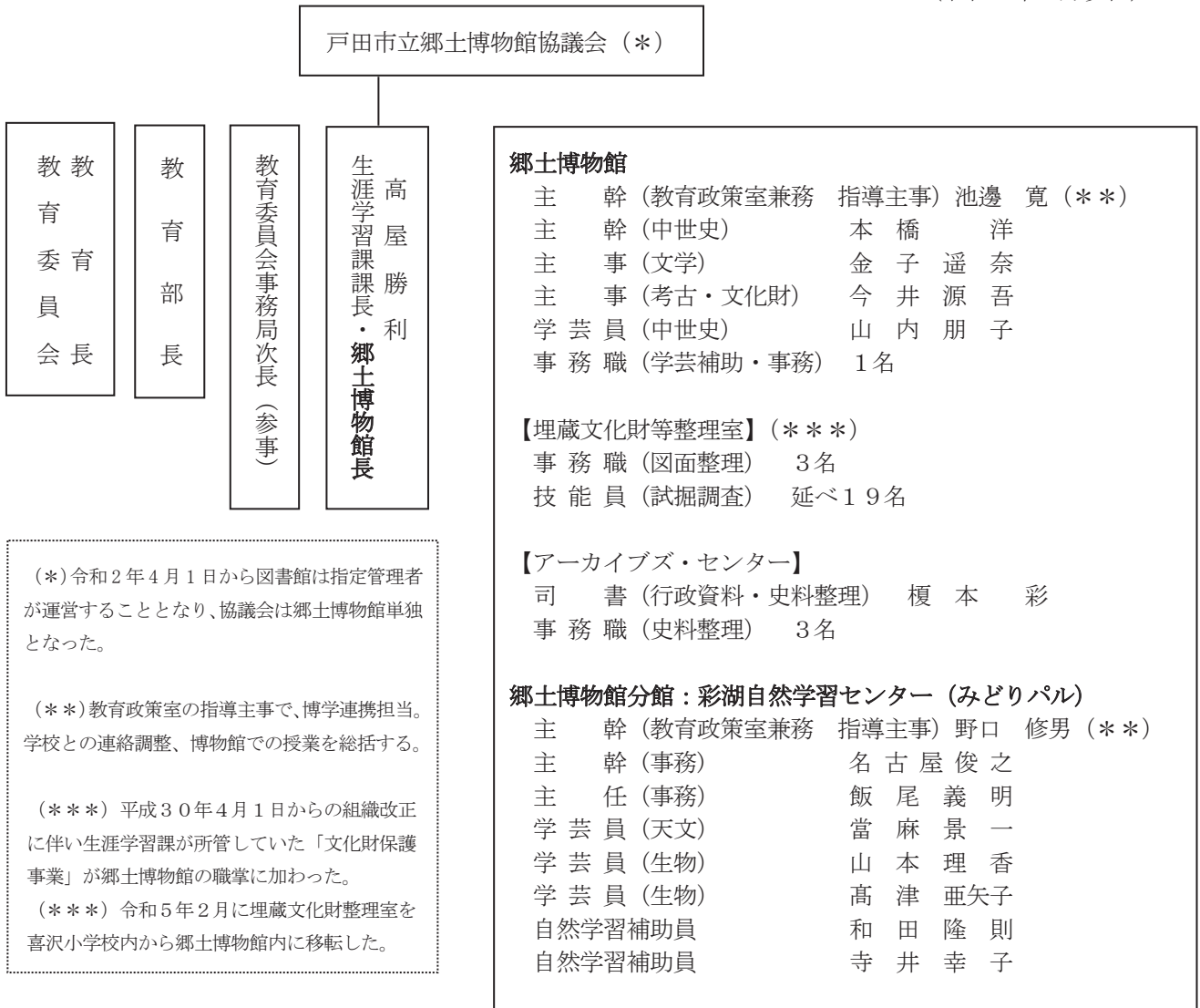
[5階] 荒川のすがた



郷土博物館スペース
〈中地下〉保管室

● 組織（職員）・郷土博物館協議会 ●

(令和5年4月現在)



戸田市立郷土博物館協議会

No.	氏 名	選 出 区 分
1	佐 藤 勝 巳	社会教育関係者
2	若 松 良 一	社会教育関係者
3	星 野 正 義	学校関係者
4	長谷川 理	家庭教育向上に資する活動を行う者
5	寿 原 淑 郎	学識経験者
6	伊 藤 裕 厚	学識経験者
7	御園生 誠 子	公募による市民

郷土博物館協議会は、博物館法第23条及び戸田市立郷土博物館条例第9条に基づく諮問機関で戸田市教育委員会が委嘱する。館の運営に関して館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して提言や意見を述べるができる。定員は10名以内で、任期は2年。

● 予算 ●

郷土博物館費歳出額

(単位：千円)

予算科目	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 当初予算	前年度	構成比
				予算比	
総 額	15,575	18,190	23,388	113.8	100.0
1 報 酬	6,405	7,279	8,269	103.9	35.4
3 職員手当等	1,150	1,554	1,631	108.1	7.0
4 共 済 費	1,123	1,392	1,990	109.9	8.5
7 報 償 費	31	120	388	176.4	1.7
8 旅 費	364	391	776	141.9	3.3
10 需 用 費	1,536	2,261	3,283	112.6	14.0
11 役 務 費	113	150	393	96.6	1.7
12 委 託 料	4,245	4,306	5,858	135.0	25.0
13 使用料及び賃借料	538	543	719	125.3	3.1
17 備品購入費	19	143	0	0.0	0.0
18 負担金補助及び交付金	51	51	81	100.0	0.3

彩湖自然学習

センター費歳出額

(単位：千円)

予算科目	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 当初予算	前年度	構成比
				予算比	
総 額	27,972	29,138	37,304	116.8	100.0
1 報 酬	8,402	8,772	9,345	103.1	25.0
3 職員手当等	985	980	1,009	96.9	2.7
4 共 済 費	661	667	1,208	102.7	3.2
7 報 償 費	202	371	521	137.1	1.4
8 旅 費	631	619	929	100.0	2.5
10 需 用 費	4,385	5,095	10,296	216.1	27.6
11 役 務 費	282	275	397	104.2	1.1
12 委 託 料	11,061	11,473	12,717	96.3	34.1
13 使用料及び賃借料	874	836	812	87.4	2.2
15 原材料費	4	12	22	100.0	0.1
17 備品購入費	447	0	0	0.0	0.0
18 負担金補助及び交付金	38	38	48	100.0	0.1

市史編さん費歳出額

(単位：千円)

予算科目	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 当初予算	前年度	構成比
				予算比	
総 額	6,753	7,853	8,552	101.5	100.0
1 報 酬	5,160	5,457	5,660	103.5	66.2
3 職員手当等	685	675	698	97.2	8.2
4 共 済 費	432	666	801	104.0	9.4
7 報 償 費	120	140	280	155.6	3.3
8 旅 費	91	116	182	101.7	2.1
10 需 用 費	186	683	760	82.6	8.9
11 役 務 費	4	36	105	100.0	1.2
12 委 託 料	5	7	11	100.0	0.1
17 備品購入費	15	18	0	0.0	0.0
18 負担金補助及び交付金	55	55	55	100.0	0.6

● 郷土博物館刊行物一覧 ●

種類	名称	頒布価格(円)
常設展	常設展示図録	1,000
企画展	第17回企画展「荒川水系戸田周辺の漁撈用具」	200
特別展 図録	第1・2・4・7・10・11・14・15・16・17・18・25・29回特別展図録	在庫切れ
	第3回特別展「一ふるさとの心ー戸田市の文化財」	560
	第5回特別展「戸田の動物」	600
	第6回特別展「戸田のよそおい」	700
	第8回特別展「戸田の民俗芸能」	700
	第9回特別展「化石展ーよみがえる太古の世界ー」	750
	第12回特別展「祈りと美ー戸田市の文化財Ⅱー」	750
	第13回特別展「戸田村ー幕末・ロシアの風ー」	1,000
	第19回特別展「戸田河岸と荒川の舟運」	800
	第20回特別展「彩湖」	800
	第21回特別展「食べ物いまむかし」	800
	第22回特別展「時は、弥生から古墳へ」	800
	第23回特別展「真夏の夜の華ー戸田橋花火大会の歴史をひもとくー」	1,200
	第24回特別展「星へのあこがれ」	800
	第26回特別展「鍼・脈・薬ー戸田の医療史ー」	1,000
	第27回特別展「とだっこ、旅にでるーなつかしの教育旅行とその風景ー」	1,000
	第28回特別展「戸田の消防ー災害から地域を守るー」	1,000
第30回特別展「将軍家の鷹場ー戸田筋ー」	1,000	
第31回特別展「戸田ボートコース物語ーオリンピックがやってきた!ー」	1,000	
第32回特別展「埴輪が語る戸田市の古墳時代」	1,000	
第33回特別展「人生のはじまりからおわりまで」	1,000	
研究紀要	研究紀要第1・2・3・10・12・13・15・22号	在庫切れ
	研究紀要第4号	500
	研究紀要第5号	800
	研究紀要第6号	800
	研究紀要第7号	1,300
	研究紀要第8号	1,300
	研究紀要第9号	1,350
	研究紀要第11号	1,200
	研究紀要第14号	800
	研究紀要第16号	800
	研究紀要第17号	800
	研究紀要第18号	1,000
	研究紀要第19号	800
	研究紀要第20号	500
	研究紀要第21号	300
	研究紀要第23号	480
	研究紀要第24号	550
	研究紀要第25号	500
	研究紀要第26号	500
	研究紀要第27号	500
	研究紀要第28号	700
研究紀要第29号	750	
研究紀要第30号	600	
研究紀要第31号	700	
調査報告書等	戸田市動物誌	3,200
	戸田市動物ガイド	1,300
	彩湖の野草	在庫切れ
	戸田市の指定文化財<増補版>	1,000
	調査報告書第1集「中町念仏踊りおいねさん」	400
	調査報告書第2集「下戸田ささら獅子舞」	1,300
	調査報告書第3集「戸田の民謡」(CD付)	2,000
	調査報告書第4集「戸田市の祭り囃子・神楽」	1,600
	調査報告書第5集「戸田市の農業」	1,150
	調査報告書第6集「市川和夫標本コレクション鱗翅類目録」	1,000
	調査報告書第7集「金子家住宅調査」	700
	調査報告書第8集「収蔵文書目録(1)」	750
調査報告書第9集「写真でみる戸田市の移り変わり」	1,400	
調査報告書第10集「収蔵文書目録(2)」	1,600	
博物館だより	郷土博物館だより第1号～第49号	無料

● 市史等刊行物一覧 ●

種 類	名 称	頒布価格（円）	
市 史	資料編 一 原始・古代・中世	3,000	
	資料編 二 近世1	2,000	
	資料編 三 近世2	3,000	
	資料編 四 近代・現代1	2,800	
	資料編 五 近代・現代2	3,000	
	民俗編	4,600	
	通史編 上	3,500	
	通史編 下	3,000	
	昭和から平成へ	3,000	
	戸田市いまむかし	在庫切れ	
	戸田市史年表	750	
市史調査報告	第2・4・10集	在庫切れ	
	第1集 戸田市諸家所蔵文書目録（1）	1,100	
	第3集 戸田市諸家所蔵文書目録（2）	1,300	
	第5集 戸田市の地質（1）	1,500	
	第6集 下戸田の民俗	1,300	
	第7集 戸田市諸家所蔵文書目録（3）	1,500	
	第8集 戸田市の石造物	1,600	
	第9集 戸田市諸家所蔵文書目録（4）	1,650	
	第11集 戸田市の地質（2）	1,400	
	第12集 新曾・上戸田の民俗	1,700	
	第13集 戸田市諸家所蔵文書目録（5）	1,400	
	第14集 戸田市諸家所蔵文書目録（6）	1,200	
	第15集 戸田市関係新聞記事索引（明治・大正）	1,250	
	第16集 戸田市関係新聞記事索引（昭和）	950	
	第17集 戸田市関係新聞記事索引（昭和Ⅱ）	850	
	第18集 戸田市関係新聞記事索引（昭和Ⅲ・平成）	750	
	第19集 戸田市関係新聞記事索引（平成Ⅱ）	700	
	第20集 戸田市地図目録	500	
	第21集 戸田市地図目録Ⅱ	350	
	第22集 戸田市関係新聞記事索引（平成Ⅲ）	700	
	第23集 戸田市関係新聞記事索引（平成Ⅳ）	400	
	市史研究	第1・2・3・4・7・8号	在庫切れ
		第5号（戸田市の板碑について 他）	600
第6号（戸田市の水生植物および湿性植物 他）		800	
第9号（方形周溝墓と火 他）		600	
第10号（戸田市における水系の沿革 他）		900	
第11号（戸田市域における「旧堤防」について 他）		600	
第12号（中山道一里塚の研究、戸田競艇組合設立前史）		600	

● 入館者数の推移 ●

郷土博物館

常設展示室

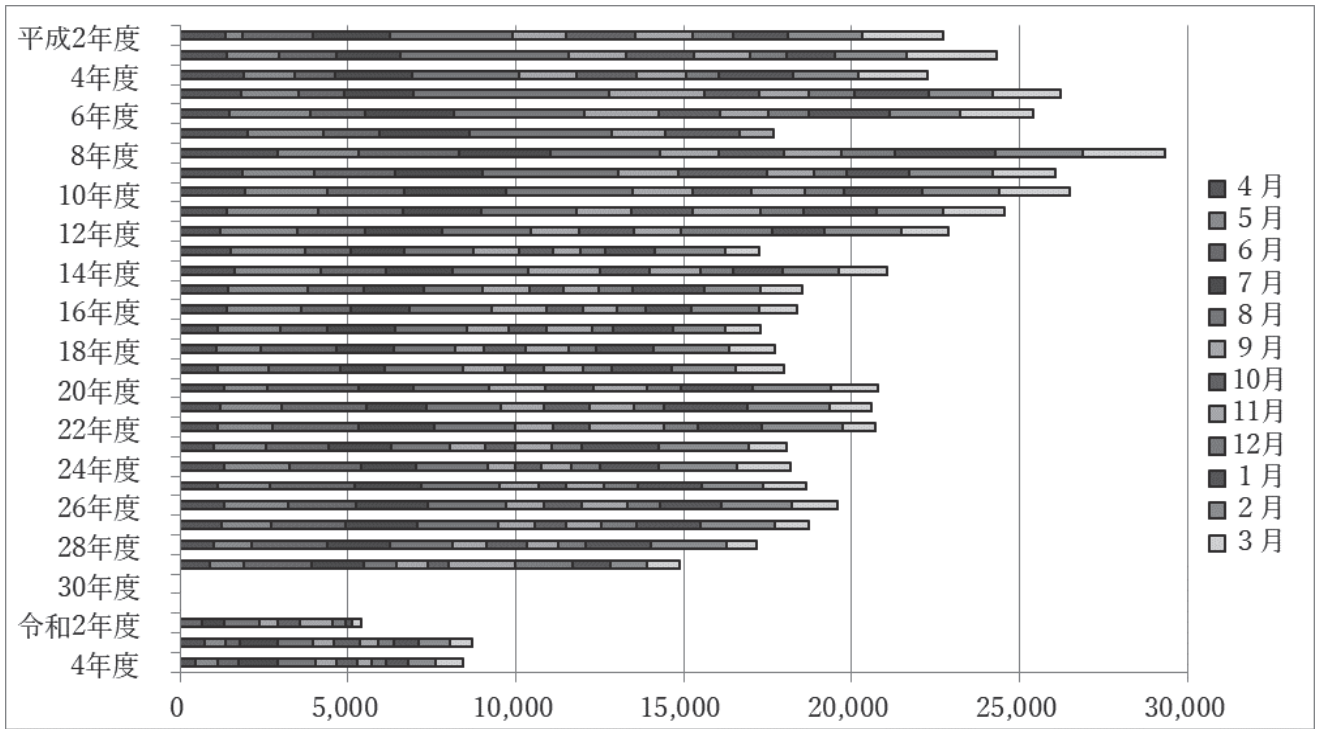
※平成7年12月から平成8年3月までは、常設展示室改修につき閉鎖

※平成29年8月16日から8月30日まで電気設備故障による停電のため臨時休館

※平成30年4月1日から令和2年3月31日まで図書館・郷土博物館の設備改修工事により休館

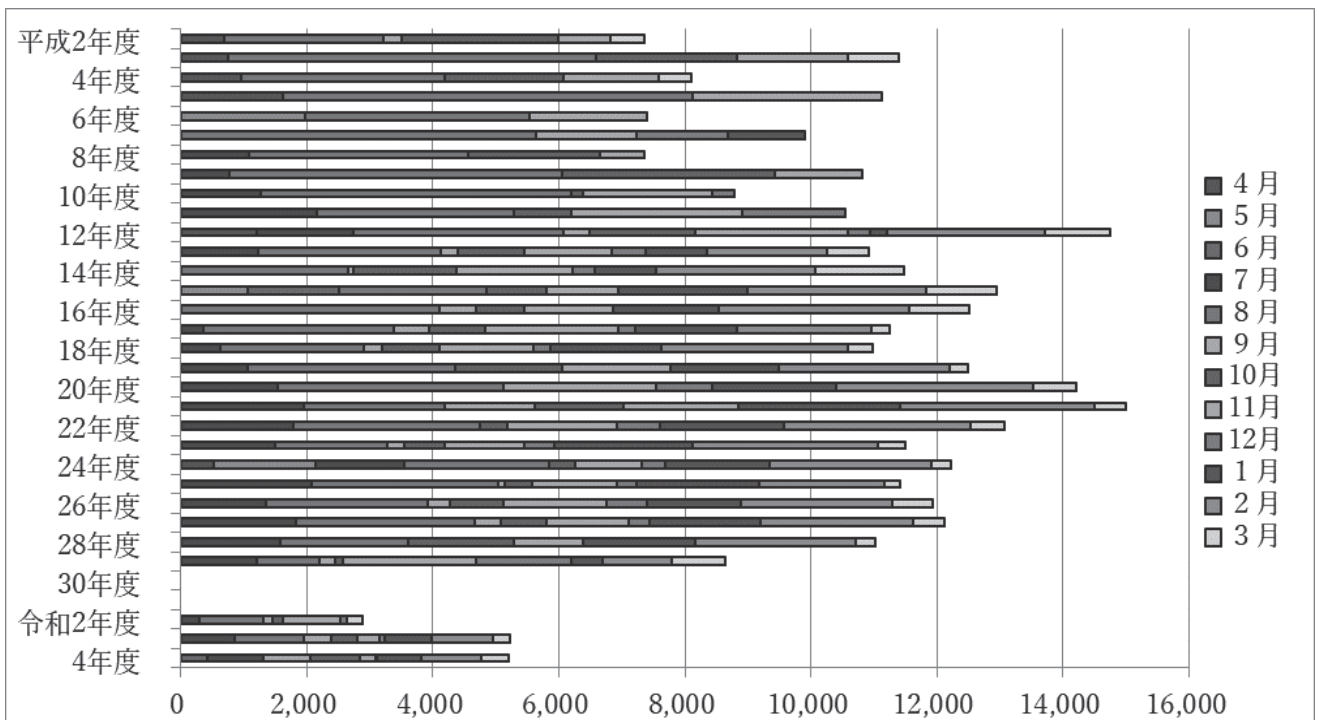
※令和2年4月1日から5月31日まで新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため臨時休館

※令和3年1月12日から3月21日まで新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため臨時休館



特別展示室

※平成29年8月16日から8月30日まで電気設備故障による停電のため臨時休館



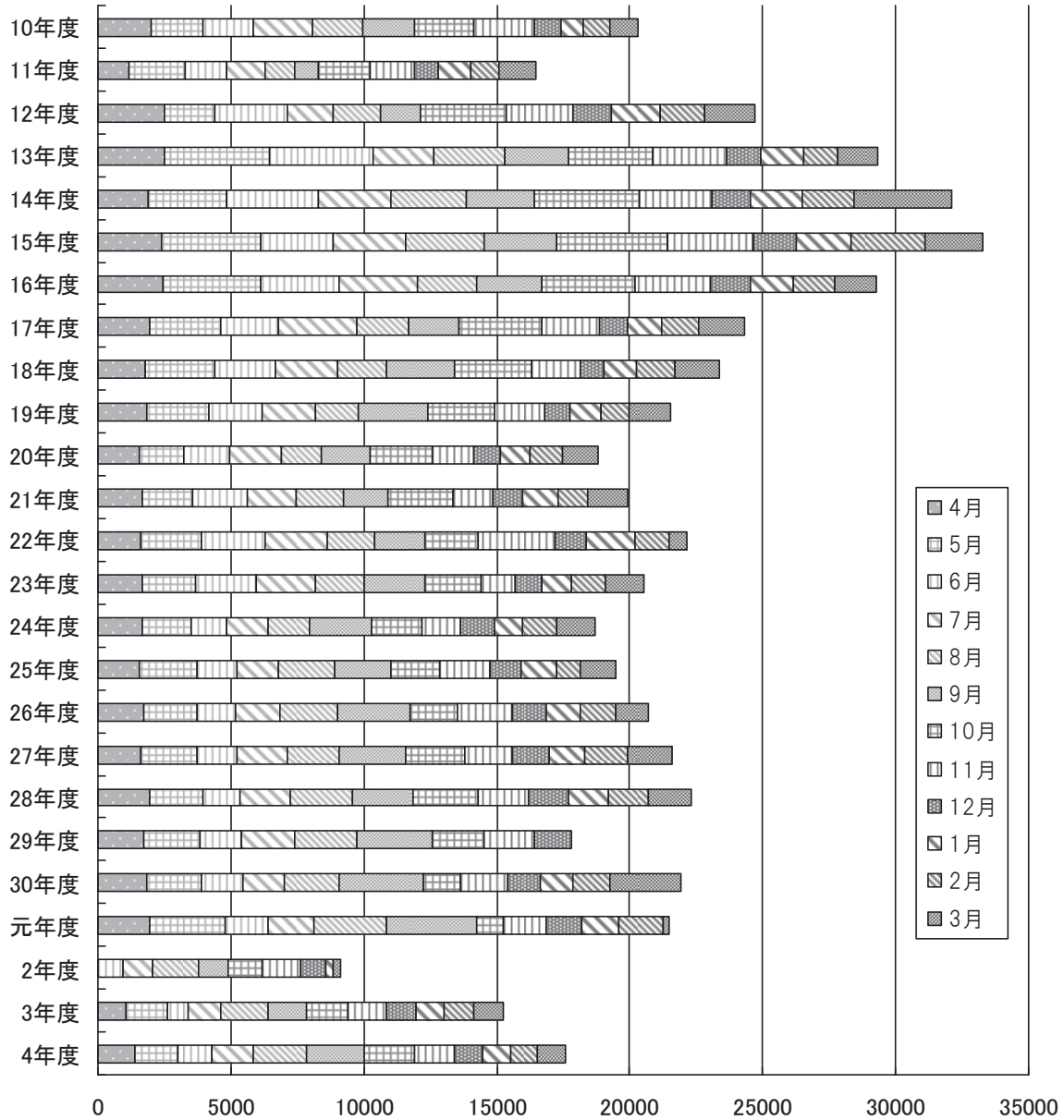
彩湖自然学習センター

※平成29年1月4日から3月31日、国土交通省荒川上流河川事務所による設備改修のため臨時休館

※令和元年10月12日から10月25日まで台風による彩湖冠水のため臨時休館

※令和2年3月4日から5月31日まで新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため臨時休館

※令和3年1月12日から3月21日まで新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため臨時休館



令和4年度事業報告

● 入館者数 ●

郷土博物館

常設展示室

月	常 設 展			月	常 設 展		
	入館者数	開館日数	1日平均		入館者数	開館日数	1日平均
4	482 (人)	28 (日)	17.21 (人)	10	622 (人)	29 (日)	21.45 (人)
5	626	27	23.19	11	458	27	16.96
6	654	27	24.22	12	395	26	15.19
7	1,143	29	39.41	1	693	24	28.88
8	1,135	27	42.04	2	798	25	31.92
9	608	22	27.64	3	816	28	29.14
合 計				8,430			

特別展示室・3階ロビー

月	特 別 展 等			月	特 別 展 等		
	入館者数	開館日数	1日平均		入館者数	開館日数	1日平均
4	— (人)	— (日)	— (人)	10	796 (人)	29 (日)	27.45 (人)
5	—	—	—	11	242	25	9.68
6	410	16	25.63	12	21	4	5.25
7	905	29	31.21	1	698	15	46.53
8	—	—	—	2	964	25	38.56
9	735	20	36.75	3	434	5	86.80
合 計				5,205			

彩湖自然学習センター

月	常 設 展			月	常 設 展		
	入館者数	開館日数	1日平均		入館者数	開館日数	1日平均
4	1,369 (人)	28 (日)	48.89 (人)	10	1,907 (人)	29 (日)	65.76 (人)
5	1,635	28	58.39	11	1,492	27	55.26
6	1,306	27	48.37	12	1,043	26	40.12
7	1,538	29	53.03	1	1,069	24	44.54
8	1,992	27	73.78	2	1,038	25	41.52
9	2,163	27	80.11	3	1,047	28	37.39
合 計				17,599			

● 展示事業 ●

郷土博物館展示事業

展示種別	展 示 名 称	観覧者数 参加者数	展示期間等
文化財展示会	文化財企画展「ここまで分かった！戸田市の埋蔵文化財最新情報展」	1,315人	6/12～7/31
文化財展示会 関連事業	文化財企画展展示解説	29人	6/26、7/9、7/30
夏季展示会	第28回企画展「彩湖自然学習センター（みどりパル）の25年 みどりとともに」	1,531人	9/3～10/30
夏季展示会 関連事業	第28回企画展クイズラリー	56人	9/3～10/30
文化財展示会	ロビー展「戸田市の中世」	263人	11/3～12/4
昔のくらし展	第21回昔のくらし展「たんけん 昔のくらし」	2,096人	R5. 1/14～3/5
昔のくらし展 関連事業	第21回昔のくらし展展示解説	2人	R5. 2/12、3/5
近隣学校連携 展示	クリスマス インスタレーション・アート (協力：埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校)	—	11/26～12/25
近隣学校連携 展示	バレンタインデー インスタレーション・アート (協力：埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校)	—	R5. 1/24～2/15

彩湖自然学習センター展示事業

展示種別	展 示 名 称	観覧者数 参加者数	展示期間等
彩湖自然学習センター 写真パネル展	「彩湖・自然にカシャッ！」 (会場：彩湖自然学習センター)	—	R4. 4/1～5/5
	「彩湖・自然にカシャッ！」 (会場：市役所)	—	R4. 5/10～5/26
	「彩湖・自然にカシャッ！」 (会場：彩湖自然学習センター)	—	R5. 3/1～3/31
彩湖自然学習センター 所蔵パネル展示	「彩湖・道満グリーンパーク」(会場：イオンモール北戸田)	—	R4. 7. 18～7/22
彩湖自然学習センター 自由研究アイデア展示	「自由研究アイデアストリート」(会場：ララガーデン川口)	—	R4. 7. 23～8/29
彩湖自然学習センター エレベータ展示	「今月の彩湖」	—	月毎に展示替えを実施

● 教育普及事業 ●

郷土博物館講座

講座等種別	講座等の名称	回数	参加者	実施日
子ども体験ひろば (小・中学生対象)	「火おこしにちょうせん(夏)」	2	①6人 ②3人	6/18
	「わりばしてっぽうをつくってあそぼう」	1	5組10人	8/20
	「火おこしにちょうせん(秋)」	2	①6人 ②5人	10/15
	「昔の道具を使ってみよう」	1	4組8人	R5.3/4
博物館体験講座 (一般対象)	「しめかざりをつくろう」	1	2人	12/17
文化財企画展関連講座 (一般対象)	「古墳時代の荒川舟運と戸田の津一南原・本村古墳群の埴輪から」	1	20人	6/19
埋蔵文化財整理体験講座 (一般対象)	「土器の拓本をとってみよう！」	1	6人	6/25

文化財講座

講座等種別	講座等の名称	回数	参加者	実施日
文化財講座 (一般対象)	「文化財街歩き」	1	9人	11/12
	「戦国時代の佐々目郷」(※オンデマンド配信を実施)	1	27人 ※うち9人は オンデマンド 受講	11/19

アーカイブズ・センター講座

講座等種別	講座等の名称	回数	参加者	実施日
アーカイブズ・セミナー (一般対象)	「荒川の流れと戸田の村々ー近世・近代を中心にー」(※オンデマンド配信を実施)	1	23人 ※うち10人は オンデマンド 受講	R5.2/18
	「蕨駅開設再考ー戸田地域の織物業とのかかわりを探るー」(※オンデマンド配信を実施)	1	21人 ※うち9人は オンデマンド 受講	R5.2/25



昔の道具を使ってみよう(センバコキ)



文化財街歩き(観音寺)

彩湖自然学習センター講座

講座等種別	講座等の名称	回数	参加者	実施日
一般対象講座	「イモムシをさがそう」	1	11人	4. 5/22
	「初夏の野草を楽しもう」	1	8人	4. 5/29
	「昆虫ウォッチング：夏」	1	21人	4. 7/24
	「ネイチャークラブ」	1	16人	4.10/ 1
	「昆虫ウォッチング：秋」	1	17人	4.10/ 2
	「秋の保全ゾーンを歩こう」	1	13人	4.10/23
	「オギのミミズくづくり」	1	22人	4.11/ 6
	「皆既月食観察会」	1	19人	4.11/ 8
	「彩湖の絵手紙をかこう」	1	8人	4.11/20
	「冬の虫さがし」	1	9人	5. 2/ 5
	「竹を使ったものづくり」	1	18人	5. 2/19
野鳥観察会 (市民大学認定講座)	「彩湖周辺の野鳥観察①保全ゾーン編」	1	18人	4. 5/15
	「彩湖周辺の野鳥観察②」	1	20人	4.11/12
	「彩湖周辺の野鳥観察③」	1	17人	4.12/18
	「彩湖周辺の野鳥観察④」	1	21人	5. 1/15
	「彩湖周辺の野鳥観察⑤」	1	20人	5. 2/12
親子対象講座	「ザリガニつり体験」	2	39人	4. 6/26
	「夜のいきものたち」	1	19人	4. 8/20
	「投網体験」	1	21人	4.10/16
	「木の実を使ったリースづくり」	1	20人	4.12/ 4
	「和凧をつくろう」	1	15人	4.12/10
	「親子でオリエンテーリング」	1	15人	5. 1/22
星空観察会 (市民大学認定講座)	「夏の星空」	1	23人	4. 7/30
	「冬の星空」	1	21人	5. 1/28
こども対象講座	「はらっぱであそぼう」	1	26人	4. 5/ 8
	「昆虫標本をつくろう」	2	8人	4. 7/27
こども自然クラブ	結団式、第1回	1	16人	4. 9/18
	第2回	1	16人	4.10/30
	第3回	1	14人	4.11/27
	第4回	1	10人	4.12/25
	第5回 解散式	1	15人	5. 1/29
彩湖☆わくわく 2Days	「星座を見つけよう」	-	88人	4.8/6.8/7
	「ネイチャークラブ」			
	「針をつかわない標本をつくろう」			
	「押し葉のキャンドルカバーづくり」			
	「エゴの実で洗濯しよう」			
「ぬりえ」				

● 博学連携事業 ●

郷土博物館博学連携事業

博学連携事業の名称	実施期間	実施回数	参加者数
*1小学6年生郷土博物館授業（歴史）	11月	12校	1,413人
*1小学3年生郷土博物館授業（人々のくらしのうつりかわり）	R5.2月	12校	1,368人
郷土博物館活用検討委員会	10/18、11/25、R5.1/20	3回	9人
*2博学連携を考える研修会 （※彩湖自然学習センターと共催）	—	—	—
博物館学芸員による出張・館内受入授業支援	5月～R5.3月	5回	412人
戸田市小・中学校初任者教員施設体験研修	7/29	1回	30人
*2中学生社会体験チャレンジ事業・職場体験研修	—	—	—
大学学芸員課程 博物館実習	7/19～7/22 7/26～7/28	7日間	3人

*1：新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、オンラインで開催

*2：新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

○小学校への資料の貸出

貸出先小学校／授業等	貸出時期	貸出資料
戸田市立戸田第一小学校6年生 社会科	5月	火おこし道具一式
*戸田市立戸田東小学校3年生 社会科	R5.2月	洗濯板、たらい、炭火アイロン、火熨斗
*戸田市立戸田南小学校3年生 社会科	R5.2月	洗濯板、薬研
*戸田市立新曾小学校3年生 社会科	R5.2月	鍬、背負い籠、たらい、洗濯板、藁草履、薬研
*戸田市立笹目東小学校3年生 社会科	R5.2月	炭火アイロン、火熨斗、藁草履、薬研、火打石
*戸田市立芦原小学校3年生 社会科	R5.2月	炭火アイロン、火熨斗、藁草履、薬研、火消し壺、鯉節削り器、燃料（豆炭・木炭・練炭）

*：小学3年生博物館授業と連動した貸出し

「小学6年生郷土博物館授業」
（オンライン開催）

「小学3年生彩湖自然学習センター授業」

彩湖自然学習センター博学連携事業

博学連携事業の名称	実施期間	実施回数	参加者数
小学3年生彩湖自然学習センター授業（自然体験学習）	R4.8月～R4.10月	24回	1,293人
彩湖サイエンスサポートプログラム（出張授業・教材提供）	R4.6月～R5.3月	5回	334人
彩湖自然学習センター活用検討委員会	R4.9月～R5.3月	3回	18人
*教員5年経験者研修における社会貢献活動体験研修	—	—	—
*中学生社会体験チャレンジ事業・職場体験研修	—	—	—

*：新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

● 文化財保護事業 ●

1 文化財の保存・活用

①文化財所有者等への補助金の交付

指定文化財の維持・管理を目的として、県指定文化財2件、市指定文化財20件に対して、指定文化財管理補助金を交付した。

②市指定天然記念物うばゆり保護育成調査

発芽30株、うち3株の開花を確認。平成30年度より調査員を委嘱せず。

③ロビー展「戸田市の中世」

会期 令和4年11月3日（木・祝）～令和4年12月4日（日）【29日間】

内容 これまで取り上げられていなかった戸田市の中世について、郷土博物館が複製した鶴岡八幡宮の史料や収蔵している板碑を中心に展示し、近年の研究成果をもとに戸田市における中世の様相を紹介した。

観覧者数 263人

④文化財講座

日時 令和4年11月12日（土）午後1時～午後3時

内容 戸田市史ある記マップの新曽コースの文化財巡り

講師 当館学芸員

受講者数 9人

⑤文化財講座（オンデマンド配信を実施）

日時 令和4年11月19日（土）午後1時30分～午後3時30分

内容 「戦国時代の佐々目郷」

講師 埼玉県立文書館職員 新井浩文氏

受講者数 27名（うち9名はオンデマンド受講）

⑥文化財保護訓練・防火査察

保護訓練は、消防本部警防課主催により、妙巖寺で初期消火訓練、文化財の運搬訓練などを行った。

防火査察は、消防本部予防課協力のもと、美女木八幡社、新曾氷川神社、正覚院で文化財の保存状況及び消防設備の調査・確認を行った。

日時 令和5年1月26日（木）

防火訓練（消防本部警防課主催） 妙巖寺

防火査察（消防本部予防課協力） 美女木八幡社、新曾氷川神社、正覚院

⑦文化財保護強調週間

令和4年11月1日～令和4年11月7日

広報戸田市11月号に文化財特集記事「中世の戸田の文化財を発見しよう」を掲載した。

2 埋蔵文化財保護・発掘調査・活用

①試掘・範囲確認調査 18件

②発掘調査 3件

前谷遺跡第12次発掘調査（令和4年9月26日～令和4年10月15日）

前谷遺跡第13次発掘調査（令和5年3月13日～令和5年3月24日）

南原遺跡第14次発掘調査（令和5年3月27日～令和5年5月2日）

③埋蔵文化財の整理

南原遺跡第8次発掘調査、鍛冶谷・新田口遺跡第12次発掘調査、

前谷遺跡第12次発掘調査

④発掘調査報告書の刊行

前谷遺跡第12次発掘調査報告書（令和5年1月刊行）



前谷遺跡第12次発掘調査
作業風景

3 民俗芸能の振興

①市指定文化財の一般公開

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、川岸の獅子頭の公開以外は中止となった。

②市指定無形民俗文化財新曾下町観音経の指定解除

戸田市指定無形民俗文化財新曾下町観音経について、保持団体である新曾下町観音講保存会が解散したため、令和5年3月20日に指定を解除した。

● 資料及び史料の活用状況 ●

1 資史料の活用状況

利用形態	博物館資料		アーカイブズ・センター史料	
	申請件数	貸出点数	申請件数	利用点数
館外貸出	19件	162点	10件	12点
館内利用	3件	6点	13件	105点

2 資史料の収集

新規寄贈件数		新規購入件数		行政文書収集
10件	121点	1件	1点	30箱

3 資史料の登録数（収蔵点数）

郷土博物館資料

資料分類	地質 (岩石等)	植物 (標本等)	動物 (剥製等)	考古	歴史	民俗	美術工芸	文学	図書	計
点数	670	1,026	9,538	1,466	425	9,729	61	194	26,766	49,875

アーカイブズ・センター史料

資料分類	古文書	地域文献	市行政資料	市新聞記事	地図	AV	写真	歴史的 公文書	計
点数	25,779	26,766	10,252	75,606	1,565	1,635	173,262	7,224	322,089

4 資史料の作業整理状況（整理件数）

郷土博物館資料整理状況（整理件数）

資料分類	地質 (岩石等)	植物 (標本等)	動物 (剥製等)	考古	歴史	民俗	美術工芸	文学	図書	計
件数	0	0	0	0	69	1,710	0	0	2,219	3,998

アーカイブズ・センター史料整理状況（整理件数）

資料分類	古文書	地域文献	市行政資料	市新聞記事	地図	AV	写真	歴史的 公文書	計
件数	13,108	2,219	967	3,585	3,035	3	45	3,145	26,477

● アーカイブズ・センター事業 ●

年間を通して、古文書史料の修補、古写真の整理・デジタル化へ向けてのデータ化、新聞資料の整理・入力、地図資料の整理、戸田市の行政刊行物の収集・整理・保存、資料閲覧請求に基づく公開等を実施。

令和4年度は、市史編さん室時代に刊行された目録掲載の文書を、個人情報観点から専門家に依頼して総点検を実施。膨大な量があるため、令和5年度以降も継続して実施。

年度末には、翌年度等に保存年限満了を迎える行政文書（歴史的公文書）の選別作業を実施。

1 アーカイブズ・センター利用登録状況（人数）

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
利用者数	207	260	228	173	109	—	—	99	125	150
登録者数 (内数)	24	26	29	4	15	—	—	8	60	15

※利用者数：問い合わせ者や見学者なども含めた全ての利用者の人数

※登録者数：利用者のうち、資史料の閲覧に必要な「利用登録証」（発行から1年間有効）の交付を受けた者の人数

※平成30年度及び平成31（令和元）年度は、設備改修工事による休館のため、実績なし

2 アーカイブズ・センター講座

①アーカイブズ・セミナー（オンデマンド配信を実施）

日時 令和5年2月18日（土）午後1時30分～午後3時

内容 「荒川の流れと戸田の村々ー近世・近代を中心にー」

講師 戸田市立郷土博物館協議会会長・戸田市文化財保護審議会委員 佐藤勝巳 氏

受講者数 23名（うち10名はオンデマンド受講）

②アーカイブズ・セミナー（オンデマンド配信を実施）

日時 令和5年2月25日（土）午後1時30分～午後3時

内容 「蕨駅開設再考ー戸田地域の織物業とのかかわりを探るー」

講師 戸田市文化財保護審議会委員 堀江清隆 氏

受講者数 21名（うち9名はオンデマンド受講）

3 調査報告書の刊行

戸田市史調査報告書第23集戸田市関係新聞記事索引（平成IV）を刊行

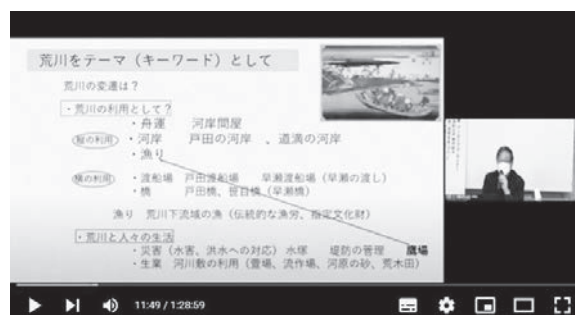
4 歴史的公文書の収集

令和5年1月24日、30日、31日に、翌年度に保存年限満了を迎える行政文書の選別作業を実施。

令和5年3月17日、27日に、0年保存行政文書の選別作業を実施。



アーカイブズ・セミナー
（講座会場）



アーカイブズ・セミナー
（オンデマンド配信）

令和5年度事業予定

● 展示事業 ●

近隣学校連携展示

埼玉県立戸田翔陽高等学校写真部作品展2023

内 容

郷土博物館に程近い埼玉県立戸田翔陽高等学校には近隣の高校では珍しい写真部があり、全国高等学校写真選手権大会（写真甲子園）、埼玉県高等学校写真連盟写真展、埼玉県高等学校総合文化祭写真展などの各写真展において素晴らしい実績を上げている。

今回、戸田翔陽高等学校写真部と郷土博物館の連携事業として、同写真部の作品を展示する写真展を初めて開催し、来館者がアート作品に身近に触れられる機会を提供する「アートミュージアム」機能の展開を図る。

協 力

埼玉県立戸田翔陽高等学校写真部

会 期

令和5年6月13日（火）～7月9日（日）【25日間】

※期間中休館日：6月26日（月）、6月30日（金）

秋季展示会

第29回企画展「戸田市所蔵絵画展」

内 容

戸田市では、かつて市が購入、または寄贈された絵画作品を多数所蔵している。市所蔵絵画の中には、市内公共施設で展示されているものもあるが、市民の目に触れる機会が少ない作品もある。

本企画展ではこれらの市所蔵絵画を紹介するため、「浦和画家」※などの埼玉にゆかりのある画家や著名な画家の作品を選び、芸術の秋にあわせて展示を行う。

※ 大正12年（1923）年に起きた関東大震災以降、地震の被害が比較的少なく、東京近郊に位置する埼玉県北足立郡浦和町（現さいたま市浦和区）の鹿島台周辺には、大震災で被災した多くの芸術家が東京などから移り住み、アトリエを構えて芸術活動を行っていた。それらの芸術家たちを総称して「浦和画家（浦和絵描き）」という言葉が広まった。

会 期

令和5年10月14日（土）～11月19日（日）【33日間】（予定）

※期間中休館日：10月23日（月）、10月30日（月）、10月31日（火）、11月13日（月）

昔のくらし展

第22回昔のくらし展「はっけん 昔のくらし」(仮称)

内 容

「電気・ガス・水道」という現在の生活には欠かせないものがなかった頃、人々は自然の力を巧みに利用して道具を作り、工夫して生活をしていた。その道具は、現在では見かけなくなったものが増えたが、現在使われている電気製品等のもととして改めて見ると、新しい発見があるかもしれない。

そうしたことを踏まえ、本展示では、電化以前の道具と初期電気製品との比較、土間や茶の間等の住居の再現、戸田で撮影された写真パネル等の展示をとおして、主に昭和の人々のくらしの変化と戸田の町並みの移り変わりを紹介する。

会 期

令和6年1月13日(土)～令和6年3月3日(日)【46日間】(予定)
※会期中休館日：1月22日(月)、1月29日(月)、1月31日(水)、
2月26日(月)、2月29日(木)

関連事業

子ども体験ひろば「昔の道具を使ってみよう①～米の脱穀・選別～」

日程：令和6年2月17日(土) 午前10時～午前11時30分

会場：郷土博物館 3階 講座室

講師：当館学芸員

費用：保険料

対象・定員：市内在住の小・中学生 8名

子ども体験ひろば「昔の道具を使ってみよう②～すりつぶす道具・洗う道具～」

日程：令和6年3月2日(土) 午前10時～午前11時30分

会場：郷土博物館 3階 講座室

講師：当館学芸員

費用：保険料

対象・定員：市内在住の小・中学生 8名

昔のくらし展展示解説

時期：令和6年2月～3月(回数未定)

会場：郷土博物館 3階 特別展示室

講師：当館学芸員

費用：無料

対象：どなたでも(市内・市外問わず)

小学3年生博物館授業(人々のくらしのうつりかわり)

内容：地域の人々の生活について、家屋、道具等の移り変わりを中心に調べ、大きく変化してきたことを理解するとともに、地域の文化や年中行事に関心を持てるよう支援する。

期間：令和6年2月

会場：郷土博物館 3階 特別展示室・講座室・常設展示室

講師：当館学芸員

対象：市内小学3年生(全12校)

● 教育普及事業 ●

郷土博物館講座

小・中学生対象「子ども体験ひろば」

講座名	開催月日	定員	講座名	開催月日	定員
火おこしにちょうせん（2部制）	10/14	各回 12人	昔の道具を使ってみよう① ～米の脱穀・選別～	R6.2/17	8人
火おこしにちょうせん（2部制）	10/22	各回 12人	昔の道具を使ってみよう② ～すりつぶす道具・洗う道具～	R6.3/2	8人

文化財講座

一般対象「文化財講座」

講座名	開催月日	定員
戸田市史ある記マップコースの文化財街歩き（仮称）	11月（予定）	20人

講座名	開催月日	定員
戸田市の歴史・文化財に関する講座（仮称） [※オンデマンド配信予定]	11月（予定）	会場24人

アーカイブズ・センター講座

一般対象「アーカイブズ・セミナー」

講座名	開催月日	定員
古文書解読講座（仮称）	12/2、12/9	20人

彩湖自然学習センター講座

一般対象講座

講座名	開催月日	定員	講座名	開催月日	定員
イモムシをさがそう	5/7	10人	昆虫ウォッチング：秋	10/8	20人
野鳥を見よう①	5/13	10人	彩湖周辺の野鳥観察②カヌー編	10/21	10人
植物ウォッチングにでかけよう：初夏	5/14	20人	彩湖でお月見	10/28	20人
彩湖周辺の野鳥観察①カヌー編	5/20	10人	植物ウォッチングにでかけよう：秋	10/29	20人
外来種（アメリカザリガニ）について学ぼう	6/25	20人	野鳥を見よう②	11/18	10人
ネイチャークラフト	7/9	20人	彩湖の絵手紙をかこう	R6. 1/21	10人
昆虫ウォッチング：夏	7/23	20人	竹を使ったものづくり	R6. 2/18	20人
夜のいきものたち	8/5	20人	冬の虫さがし	R6. 2/25	10人
ダンボールドームのプラネタリウム	8/8	10人 2回	野鳥を見よう③	R6. 3/3	10人

一般対象講座「市民大学認定講座」

講座名	開催月日	定員	講座名	開催月日	定員
彩湖周辺の野鳥観察①フィールド編	5/20	20人	彩湖周辺の野鳥観察④	R6. 1/14	20人
星空観察会：夏の星空	8/19	20人	星空観察会：冬の星空	R6. 1/20	20人
彩湖周辺の野鳥観察②フィールド編	11/12	20人	彩湖周辺の野鳥観察⑤	R6. 2/11	20人
彩湖周辺の野鳥観察③	12/17	20人			

子供対象講座

講座名	開催月日	定員	講座名	開催月日	定員
はらっぱであそぼう	4/29	20人	昆虫標本をつくろう	7/25	10人 2回

子供対象講座「こども自然クラブ」

講座名	開催月日	定員	講座名	開催月日	定員
結団式、第1回	6/11	21人	第4回	12/24	21人
第2回	10/22	21人	第5回、解散式	R6. 1/28	21人
第3回	11/26	21人			

親子対象講座

講座名	開催月日	定員	講座名	開催月日	定員
投網体験	6/4	20人	木の実を使ったリースづくり	12/2	10組
親子でオリエンテーリング	11/5	20人	和風をつくろう	12/10	10組

センター開放講座

講座名	開催月日	定員
彩湖☆わくわく 2Days	7/29・30	—

● 博学連携事業 ●

郷土博物館博学連携事業

博学連携事業の名称	実施期間	実施予定
小学6年生郷土博物館授業（歴史学習）	5月～6月	市内小学校6年生12校対象
小学3年生郷土博物館授業（人々の暮らしとうつりかわり）	R6.2月	市内小学校3年生12校対象
郷土博物館活用検討委員会	未定	未定
博物館学芸員による出張・館内受入授業支援	4月～R6.3月	小・中学校の希望に応じて
学校への資料貸出	4月～R6.3月	小・中学校の希望に応じて
戸田市小・中学校初任者教員施設体験研修	8/18	半日（午後）
中学生社会体験チャレンジ事業・職場体験研修	未定	3日間／1校
大学学芸員課程 博物館実習	10/16～10/20	5日間、受入人数3名

彩湖自然学習センター博学連携事業

博学連携事業の名称	実施期間	実施予定
小学3年生彩湖自然学習センター授業（自然体験学習）	8月～10月	市内小学校3年生12校対象
彩湖サイエンスサポートプログラム	5月～R6.3月	小中学校の希望に応じて
彩湖自然学習センター活用検討委員会	未定	未定
教員5年経験者研修における社会貢献活動体験研修	8月8日	半日（午前中）
中学生社会体験チャレンジ事業・職場体験研修	9月～R6.2月	中学校の希望に応じて

彩湖自然学習センターその他の連携事業

- ・ 笹目コミュニティセンター（コンパル）パネル展の開催（6/1～6/15）
- ・ 戸田市新曽南多世代交流館（さくらパル）パネル展の開催（6/17～6/29）
- ・ 上戸田地域交流センター（あいソル）パネル展の開催（7/1～7/14）
- ・ 上戸田地域交流センター（あいソル）ワークショップの開催（7月1日）
- ・ 戸田市立図書館上戸田分館「こんな姿でした！～虫が登場する本と標本の展示～」(7/1～7/30)
(彩湖自然学習センターでは「標本の展示と虫が登場する本」を同時開催)
- ・ 図書館40周年イベントでの連携（11月3日）

● 文化財保護事業 ●

1 文化財の保存・活用

市内の文化財の所在調査を進め、新たな文化財の発見や指定に努めるとともに、既指定文化財の現状調査を実施し、基礎資料を整え、適切な保存修理・保護活用・管理を行う。

- ①指定文化財の調査
- ②文化財の普及・活用
- ③文化財の保存管理
- ④文化財の標柱・案内板の設置と修繕
- ⑤指定文化財所有者等への補助金の交付
- ⑥指定文化財の修理等に対する補助金の交付
- ⑦文化財に関する講座の開催

2 埋蔵文化財保護・発掘調査・活用

周知の埋蔵文化財包蔵地等における開発事業地内の遺跡の所在及び範囲を確認するために調査を行う。

また、開発事業により埋蔵文化財の破壊が避けられない場合は、発掘調査を行い記録保存の措置を講じる。

- ①試掘・範囲確認調査
- ②発掘調査
- ③埋蔵文化財の整理
 - 南原遺跡第8次発掘調査
 - 前谷遺跡第13次発掘調査
- ④埋蔵文化財の再整理
 - 過去に発掘した遺物のデータベース化

3 民俗芸能の振興

市内の無形民俗文化財の衰退を防ぎ、民俗芸能に対する市民の理解を深めるため、一般公開の機会を設けるとともに保存団体の伝習状況を把握し、今後の振興事業について検討する。

4 戸田市文化財保護審議会の開催

文化財の調査、保存及び活用に関する諮問機関である戸田市文化財保護審議会を開催する。

No.	氏名	選出区分
1	渡邊 昭彦	学識経験者
2	佐藤 勝巳	学識経験者
3	堀江 清隆	学識経験者
4	若松 良一	学識経験者
5	駒崎 有紀	学識経験者

文化財保護審議会は、戸田市文化財保護条例第4条に基づく諮問機関で戸田市教育委員会が委嘱する。市の区域内に所在する文化財の調査、保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じて審議し、かつ、これらの事項に関し、必要と認める事項を建議する。定員は5名以内で、任期は2年。

● アーカイブズ・センター事業 ●

年間を通して、古文書史料の修補、古写真の整理・デジタル化へ向けてのデータ化、新聞資料の整理・入力、地図資料の整理、戸田市の行政刊行物の収集・整理・保存、資料閲覧請求に基づく公開等を実施。

令和4年度に引き続き、市史編さん室時代に刊行された目録掲載の文書を、個人情報観点から専門家に依頼して総点検を実施。

戸田市史調査報告書第24集戸田市関係新聞記事索引（平成V）を刊行予定。

令和5年12月にアーカイブズ・セミナー（全2回）を開催予定。

令和6年3月には、翌年度に保存年限満了を迎える行政文書（歴史的公文書）の選別作業を実施予定。

参 考

参 考

戸田市立郷土博物館条例は、令和2年4月1日に戸田市立図書館が指定管理者による管理となったため、同日から施行される条例へ改正された。

● 戸田市立郷土博物館条例 ●

昭和58年3月28日
条例第4号

(設置)

第1条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、戸田市立郷土博物館（以下「郷土博物館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 郷土博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	戸田市立郷土博物館
位置	戸田市大字新曾1707番地

2 郷土博物館に、次の分館を置く。

名称	彩湖自然学習センター
位置	戸田市大字内谷2887番地

(管理)

第3条 郷土博物館は、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(事業)

第4条 郷土博物館は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条に掲げる事業及び教育委員会が必要と認める事業を行う。

(職員)

第5条 郷土博物館に、館長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第6条 郷土博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）
- (4) 特別整理期間（毎年1回15日以内）
- (5) その他教育委員会が必要と認めた日

(入館料等)

第7条 郷土博物館の入館料及び施設使用料は、無料とする。ただし、郷土博物館が期間を定めて特別の資料を展示した場合には、教育委員会は別に入館料の額を定め、これを徴収することができる。

2 前項ただし書きに規定する入館料は、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、減額又は免除することができる。

(損害賠償)

第8条 郷土博物館資料（法第3条第1項第1号に掲げる博物館資料をいう。）若しくは設備、器具等を破損、汚損又は紛失した者は、相当の代価をもって賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(博物館協議会)

第9条 法第23条第1項に基づき、郷土博物館に戸田市立郷土博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学校教育及び社会教育の関係者
 - (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (3) 学識経験のある者
 - (4) 公募による市民
- 3 委員の定数は、10人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任を妨げない。

（委任）

第10条 この条例施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第25号）

この条例は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第19号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第34号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第19号）

この条例は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第22号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和5年条例第10号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

● 戸田市立郷土博物館条例施行規則 ●

昭和58年3月28日
教委規則第4号

改正 令和2年3月31日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、戸田市立郷土博物館条例（昭和58年条例第4号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 戸田市立郷土博物館（以下「郷土博物館」という。）は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条の規定により次の事業を行う。

- (1) 郷土博物館資料（法第3条第1項第1号に規定する博物館資料をいう。以下同じ。）の収集、保存及び展示に関すること。
- (2) 郷土博物館資料に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を作成し、公開すること。
- (3) 郷土博物館資料の利用に係る説明、助言及び指導に関すること。
- (4) 郷土博物館資料の専門的又は技術的な調査研究に関すること。
- (5) 郷土博物館資料の解説書、目録、図録、研究報告等に関すること。
- (6) 市史の頒布及び管理に関すること。
- (7) 特別展示、講演会、講習会等の開催に関すること。
- (8) 学芸員その他の郷土博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。
- (9) 条例第9条に規定する戸田市立郷土博物館協議会（以下「協議会」という。）に関すること。
- (10) 他の博物館、図書館、学校その他の関係機関及び団体との協力に関すること。

(職員)

第3条 郷土博物館に館長（郷土博物館において、戸田市行政組織規則（平成17年規則第7号）第12条に規定する課長と同一の職務を行う者をいう。以下同じ。）、学芸員の資格を有する職員その他必要な職員を置く。

- 2 郷土博物館に主幹、指導主事、副主幹、主査、主任その他必要な職員を置くことができる。
- 3 主幹、副主幹、主査及び主任の基本的な職務は、戸田市行政組織規則第13条から第16条までの規定を準用する。
- 4 指導主事の基本的な職務は、戸田市教育委員会事務局組織規則（昭和48年教育委員会規則第5号）第4条第10項の規定を準用する。

(開館時間)

第4条 郷土博物館の開館時間は、午前10時から午後4時30分までとする。ただし、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(入館の制限)

第5条 この規則又は館長の指示に従わない者に対して、館長は、入館を禁止し、又は退館させることができる。

(特別展示室等の使用)

第6条 特別展示室、講座室及び彩湖自然学習センター学習室（以下「特別展示室等」という。）は、郷土博物館の目的に沿った展示会、研究会等の使用に供することができる。

- 2 特別展示室等を使用することができるものは、市内の学校、社会教育関係団体又はこれに準ずる団体とする。
- 3 特別展示室等を使用しようとするものは、戸田市立郷土博物館使用許可申請書（第1号様式）を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による申請を許可したときは、戸田市立郷土博物館使用許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(使用許可事項の変更)

第7条 前条第4項の規定により許可されたもの（以下「使用者」という。）が同項の規定により許可された事項を変更しようとするときは、速やかに戸田市立郷土博物館使用変更許可申請書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、許可事項の変更を許可したときは、戸田市立郷土博物館使用変更許可書（第4号様式）を使用者に交付するものとする。

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用許可の条件又は職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理運営上特に必要があるとき。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、特別展示室等の使用を終了したときは、速やかに当該施設等を原状に復さなければならない。使用の停止を受けたときも同様とする。

(遵守事項)

第10条 郷土博物館への入館者及び使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備、展示品等を破損し、又は汚損しないこと。
- (2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに展示品の模写又は撮影をしないこと。
- (4) 許可を受けずに募金若しくは図録の販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、郷土博物館の管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。

(郷土博物館資料の館内利用)

第11条 学術上の研究のため郷土博物館資料を館内で利用しようとするものは、館内資料利用許可申請書(第5号様式)を教育委員会に提出し、館内資料利用許可書(第6号様式)の交付を受けなければならない。

(郷土博物館資料の館外貸出し)

第12条 他の博物館、図書館、学校その他教育委員会が適当と認めたものは、郷土博物館資料の館外貸出しを受けることができる。

- 2 郷土博物館資料の館外貸出しを受けようとするものは、館外資料貸出許可申請書(第7号様式)を教育委員会に提出し、館外資料貸出許可書(第8号様式)の交付を受けなければならない。
- 3 郷土博物館資料の館外貸出期間は、30日以内とする。ただし、特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

(資料の寄贈及び寄託)

第13条 郷土博物館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

- 2 資料を寄贈しようとするものは、資料寄贈申請書(第9号様式)を、資料を寄託しようとするものは、資料寄託申請書(第10号様式)を教育委員会に提出するものとする。
- 3 郷土博物館が資料の寄贈を受けると決定したときは、資料受領書(第11号様式)を、資料の寄託を受けると決定したときは、資料受託書(第12号様式)を申請者に対して交付するものとする。
- 4 寄託を受けた資料(以下「寄託資料」という。)は、郷土博物館資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、その館外貸出しについては、寄託者の承認を得なければならない。
- 5 郷土博物館は、不可抗力による寄託資料の損害に対しては、その責めを負わないものとする。

(彩湖自然学習センターの事業)

第14条 条例第2条第2項の彩湖自然学習センター(以下「センター」という。)は、次の事業を行う。

- (1) 郷土博物館資料のうちセンターに係る資料(以下「センター資料」という。)の収集、保存及び展示に関すること。
- (2) センター資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。
- (3) センター資料の利用に係る説明、助言及び指導に関すること。
- (4) センター資料の専門的又は技術的な調査研究に関すること。
- (5) センター資料の解説書、目録、図録、研究報告等に関すること。
- (6) センターの特別展示、講演会、講習会等の開催に関すること。
- (7) センターの事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。
- (8) 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所との連絡調整に関すること。
- (9) 他の博物館、図書館、学校その他の関係機関及び団体との協力に関すること。

(協議会の構成)

第15条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第16条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面等による審議)

第16条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年教委規則第9号)

この規則は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則 (昭和62年教委規則第3号)

この規則は、昭和62年8月1日から施行する。

附 則 (平成元年教委規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成元年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、この規則による改正前の各規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用できるものとする。

3 前項の場合において、この規則により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

附 則 (平成5年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年教委規則第3号)

この規則は、平成7年5月1日から施行する。

附 則 (平成8年教委規則第9号)

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則 (平成9年教委規則第3号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年教委規則第4号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年教委規則第2号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、この規則による改正前の戸田市立郷土博物館設置及び管理条例施行規則の規定による様式で、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用できるものとする。この場合において、この規則により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができるものとする。

附 則 (平成17年教委規則第1号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年教委規則第10号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年教委規則第5号)

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成25年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の戸田市教育委員会事務局組織規則の規定、第2条の規定による改正後の戸田市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の規定、第3条の規定による改正後の戸田市立教育センター条例施行規則の規定、第4条の規定による改正後の戸田市公民館条例施行規則の規定、第5条の規定による改正後の戸田市立図書館条例施行規則の規定及び第6条の規定による改正後の戸田市立郷土博物館条例施行規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年教委規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に印刷されている第3条の規定による改正前の戸田市立郷土博物館条例施行規則に規定する様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則（平成30年教委規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に印刷されている改正前の戸田市立郷土博物館条例施行規則に規定する様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則（令和2年教委規則第6号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年教委規則第1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

● 戸田市文化財保護条例 ●

昭和42年3月30日

条例第13号

改正 昭和51年9月21日条例第35号

平成17年3月30日条例第10号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定により、戸田市（以下「市」という。）の区域内に所在する文化財を保存し、かつ、その活用を図るとともに、市民生活の向上に資し、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化財 次号から第5号までに掲げるものをいう。
- (2) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料をいう。
- (3) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。
- (4) 民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。
- (5) 記念物 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で、市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で市にとって学術上価値の高いものをいう。

(市民、所有者等の心構え)

第3条 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともにできるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。
- 3 戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 文化財保護審議会

(文化財保護審議会)

第4条 市の区域内に所在する文化財の調査、保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じて審議し、かつ、これらの事項に関し、必要と認める事項を建議するため、戸田市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員5人以内で組織し、文化財に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前3項に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第3章 指定

(指定)

第5条 教育委員会は、市の区域内にある文化財のうち、法又は埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）の指定を受けた文化財以外のもので、市にとって特に重要なものを第2条第2号から第5号までの区分に応じ、市指定有形文化財、市指定無形文化財、市指定民俗文化財及び市指定記念物（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）又は保持者（無形文化財の保存に当たっている者をいう。以下同じ。）若しくは保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）の代表者（以下「保持者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 教育委員会は、第1項の規定により市指定無形文化財を指定するに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、教育委員会は、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

(解除)

- 第6条 前条第1項の規定により指定された市指定文化財がその価値を失ったとき、又は市の区域外に移ったときは、その指定を解除することができる。
- 2 保持者が死亡したときは、保持者の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。
 - 3 市指定文化財が文化財保護法又は埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）に基づいて指定を受けたときは、市の指定は解除されたものとする。
 - 4 前3項に規定するもののほか、教育委員会が市の指定を解除することが適当と認める事由のあるときは、その指定を解除することができる。

(告示、通知及び指定書等の交付)

- 第7条 第5条の指定又は前条の指定の解除をしたときは、教育委員会はその旨を告示し、所有者等又は保持者等に通知しなければならない。
- 2 指定又は指定の解除は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
 - 3 教育委員会は、第5条第1項の規定による指定をしたときは、当該市指定文化財（市指定無形文化財を除く。）の所有者に指定書を交付しなければならない。
 - 4 教育委員会は、第5条第3項の規定による認定をしたときは、当該市指定無形文化財の保持者等に認定書を交付しなければならない。

第4章 管理

(所有者の管理義務及び管理責任者)

- 第8条 市指定文化財の所有者又は保持者等は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定文化財を管理しなければならない。
- 2 市指定文化財（市指定無形文化財を除く。以下この条において同じ。）の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市指定文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。この場合においては、当該所有者は、速やかに教育委員会にその旨を書面で届け出なければならない。
 - 3 管理責任者には、第1項の規定を準用する。
 - 4 教育委員会は、市指定文化財について所有者が判明しない場合又は所有者による管理が困難若しくは不相当と認められる場合は、所有者（所有者が判明しない場合を除く。）の同意を得て適当な管理団体を指定し、又は自ら管理団体となってこれを管理することができる。
 - 5 管理団体が行う管理に要する費用は、管理団体の負担とする。

(管理、修理又は保存に関する勧告等)

- 第9条 教育委員会は、市指定文化財（市指定無形文化財を除く。以下この条において同じ。）の管理が適当でないため、当該市指定文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存のための施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。
- 2 教育委員会は、市指定文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
 - 3 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者等その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、当該市指定無形文化財の保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 4 前3項の規定による勧告又は助言に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。
 - 5 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合は、第12条第2項の規定を準用する。

(現状変更)

- 第10条 所有者又は保持者等が市指定文化財の現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(届出事項)

- 第11条 市指定文化財の所有者、管理責任者又は保持者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。
- (1) 市指定文化財（市指定無形文化財を除く。）の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失

し、若しくは盗みとられたとき。

- (2) 市指定文化財の所在場所を変更したとき。
- (3) 市指定文化財の所有者又は保持者の氏名、名称又は住所を変更したとき。
- (4) 市指定文化財を修理又は復旧しようとするとき。

(管理又は修理等の補助)

第12条 市指定文化財の管理、修理又は復旧について、多額の経費を要する場合その他特別の事情があるときには、市は所有者又は保持者等に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会はその補助の条件として管理、修理又は復旧に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、指揮監督することができる。

3 この条例に違反して所有者が市指定文化財（市指定文化財を除く。）を譲渡したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を市に返還させることができる。

(譲渡の承認)

第13条 市指定文化財の所有者が市指定文化財を譲渡しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

第5章 雑則

(公開)

第14条 教育委員会は、市指定文化財の所有者又は保持者等に対して市の行う公開の用に供するため市指定文化財の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開のために要する経費は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

3 市指定文化財の所有者又は保持者等は、第三者が行う公開の用に供するため当該市指定文化財を公開するときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

4 教育委員会は、第1項の規定により市指定文化財が公開されたときは、その職員のうちから管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

5 第1項の規定により市指定文化財（市指定無形文化財を除く。以下この項において同じ。）を公開したことに起因して、当該市指定文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、その所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき事由又は天災等により滅失、若しくはき損した場合は、この限りでない。

(調査及び報告)

第15条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者又は保持者等の同意を得てその文化財を調査し、記録を作成し、又はこれを保存させることができる。

2 教育委員会は、必要があるときは所有者又は保持者等に対し市指定文化財の現状又は管理等の状況について報告を求めることができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第10号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

● 戸田市文化財保護条例施行規則 ●

平成17年3月31日

教委規則第3号

改正 令和3年3月31日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、戸田市文化財保護条例(昭和42年条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会)

第2条 審議会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面等による審議)

第3条の2 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(指定同意書)

第4条 条例第5条第2項の規定による指定の同意は、戸田市指定文化財指定同意書(第1号様式)によるものとする。

(認定通知書)

第5条 条例第5条第3項の規定による認定は、戸田市指定文化財保持者・保持団体認定通知書(第2号様式)によるものとする。

(指定及び解除の通知書)

第6条 条例第7条第1項の規定による指定の通知は、戸田市指定文化財指定通知書(第3号様式)によるものとする。

2 条例第7条第1項の規定による指定の解除の通知は、戸田市指定文化財指定解除通知書(第4号様式)によるものとする。

(指定書及び認定書)

第7条 条例第7条第3項の指定書は、第5号様式のとおりとする。

2 条例第7条第4項の認定書は、第6号様式のとおりとする。

(指定書等の再交付)

第8条 前条の指定書又は認定書を亡失し、又は破損したときは、戸田市指定文化財指定書(認定書)再交付申請書(第7号様式)により、教育委員会に再交付を申請しなければならない。

(台帳)

第9条 教育委員会は、市指定文化財について条例第5条第1項の規定による指定を行ったときは、戸田市指定文化財台帳に記録し、それを常備しておくものとする。

(管理責任者選任届)

第10条 条例第8条第2項の規定による届出は、戸田市指定文化財管理責任者選任届(第8号様式)によるものとする。

(現状変更の許可申請)

第11条 条例第10条の規定による許可を受けようとする者は、戸田市指定文化財現状変更許可申請書（第9号様式）を提出しなければならない。

（滅失届等）

第12条 条例第11条第1号の規定による届出は、戸田市指定文化財滅失（き損、亡失、盗難）届（第10号様式）によるものとする。

2 条例第11条第2号の規定による届出は、戸田市指定文化財所在場所変更届（第11号様式）によるものとする。

3 条例第11条第3号の規定による届出は、戸田市指定文化財の所有者（管理責任者、保持者等）、氏名（名称）、住所変更届（第12号様式）によるものとする。

4 条例第11条第4号の規定による届出は、戸田市指定文化財修理（復旧）届（第13号様式）によるものとする。

（譲渡承認願書）

第13条 条例第13条の規定により譲渡の承認を受けようとするときは、戸田市指定文化財譲渡承認願書（第14号様式）によるものとする。

（公開の経費）

第14条 条例第14条第2項に規定する経費に係る範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 荷造費及び運送費
- (2) 施設及び設備に要する経費並びに警備費
- (3) 教育委員会が必要と認めた保険料

（公開承認願書）

第15条 条例第14条第3項の規定による公開の承認を受けようとするときは、戸田市指定文化財公開承認願書（第15号様式）によるものとする。

（損失補償請求書）

第16条 条例第14条第5項の規定により損失の補償を請求しようとするときは、戸田市指定文化財損失補償請求書（第16号様式）によるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による請求があったときは、審査の上補償を行うか否かを決定し、速やかにその可否を通知するものとする。

（補償の基準）

第17条 前条に規定する補償の額の決定は、次の基準により行うものとする。

- (1) 市指定文化財（市指定無形文化財を除く。以下この条において同じ。）が滅失し、又は修理不可能となったときは、当該市指定文化財の時価に相当する金額
- (2) 市指定文化財がき損したときは、当該市指定文化財のき損の箇所の修理のために必要と認められる経費に相当する金額

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

● 指定文化財一覧 ●

令和5年4月1日現在

(1) 埼玉県指定文化財及び埼玉県選定重要遺跡

No.	種 別	名 称	員 数	指定年月日	番号
1	工芸品	美女木八幡社銅鐘	1口	昭39.3.27	1
2	書 跡	日蓮上人墨跡及び日向記	1括	昭29.3.4	2
3	有形民俗文化財	荒川水系戸田周辺の漁撈用具	586点	平18.3.17	3
4	埼玉県選定重要遺跡	鍛冶谷・新田口遺跡		昭51.10.1	4

(2) 戸田市指定文化財

No.	種 別	名 称	員 数	指定年月日	番号
1	絵 画	常福寺当麻曼荼羅	1幅	昭49.3.30	5
2	〃	妙巖寺涅槃図	〃	平元.3.16	6
3	〃	妙巖寺三十六歌仙絵額	5面	平2.5.8	7
4	彫 刻	観音寺千体仏	千軀	昭49.3.30	8
5	〃	笹目神社神馬	1対	昭56.4.10	9
6	古 文 書	武内家文書	445点	昭44.4.10	10
7	〃	秋元家文書	2,092点	昭57.7.1	11
8	〃	萩原家文書	1括	昭60.5.1	12
9	〃	栗原家文書	〃	昭63.3.17	13
10	〃	篠家文書	〃	平2.5.8	14
11	歴 史 資 料	建長の板碑	1基	昭44.4.10	15
12	〃	応永の板碑	〃	〃	16
13	〃	康正の板碑	〃	〃	17
14	〃	慶長の板碑	〃	〃	18
15	〃	明応の板碑	〃	〃	19
16	〃	文禄の石灯籠	2基	〃	20
17	〃	最上流和算額	1枚	〃	21
18	〃	寛正の板碑	1基	昭54.4.1	22
19	〃	文正の板碑	〃	〃	23
20	〃	名号塔	〃	昭60.5.1	24
21	〃	寛政の宝篋印塔	〃	昭63.3.17	25
22	〃	七条袈裟及び打敷	各1点	平2.5.8	26
23	〃	柳剛流岡田十内関係資料	8点	平20.3.19	27
24	〃	南原遺跡1号古墳出土男子埴輪頭部	1点	平21.3.19	28
25	〃	新曾沖内の馬頭観音像	1基	平28.1.28	29
26	〃	上戸田氷川神社の力石及び旧羽黒山句碑・石造物	22基	令3.3.19	30
27	建 造 物	3代目戸田橋の親柱	1基	平26.2.13	31
28	有形民俗文化財	宝暦の庚申塔	1基	昭44.4.10	32
29	〃	千手観音供養図絵馬	1枚	昭56.10.1	33
30	〃	十六羅漢	1群	昭57.7.1	34
31	〃	庚申・月待石灯籠	1基	昭59.2.10	35
32	〃	早瀬庚申塔群	1群	昭60.2.1	36
33	〃	地藏菩薩座像	1軀	昭60.5.1	37
34	〃	妙巖寺絵馬群	1群	昭63.3.17	38
35	〃	川岸の獅子頭	2頭	平元.3.16	39
36	〃	平等寺石幢	1基	平9.2.18	40
37	〃	下戸田・旧高橋酒造の酒づくり用具	1,797点	平18.3.23	41
38	無形民俗文化財	下戸田ささら獅子舞		昭49.3.30	42
39	〃	沖内囃子		昭63.3.17	43
40	天 然 記 念 物	夫婦柿	1本	昭56.4.10	44
41	〃	うばゆり		平元.3.16	45

● 戸田市アーカイブズ・センター規程 ●

平成21年6月4日

戸田市教育長決裁

改正 平成26年8月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、戸田市立郷土博物館条例施行規則（昭和58年教委規則第4号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、戸田市アーカイブズ・センター（以下「センター」という。）の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 戸田市の歴史に関する文書その他の史料（以下「文書等」という。）の収集、保存及び管理を行うとともに、これらの活用を図るため、郷土博物館に属する施設として、館内にセンターを設置する。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、戸田市立郷土博物館条例（以下「条例」という。）第6条の規定を準用する。

(利用時間)

第4条 センターの利用時間は、規則第2条の規定を準用する。ただし、午後0時から午後1時までは、センターを利用できないものとする。

(遵守事項及び館長の指示)

第5条 センターを利用する者は、この規程に従い、室内の秩序の保持に努めなければならない。

2 館長は、センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入室を禁止し、又はその者に対して退室を命ずることができる。

(利用者登録)

第6条 センターで文書等を利用しようとする者は、利用登録申請書（第1号様式）を館長に提出するとともに、運転免許証、日本国旅券その他本人の確認をできるものを提示し、利用登録証（第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 利用登録証の有効期限は、発行の日から1年とする。

3 利用登録証の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用登録証を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用しないこと。
- (2) 利用登録証を紛失した場合、又は登録された事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を館長に届けること。
- (3) 利用登録証の有効期間が経過した場合は、当該利用登録証を速やかに館長に返還すること。

(文書等の閲覧)

第7条 文書等を閲覧しようとするときは、利用登録証（第2号様式）を提示し、閲覧請求票（第3号様式）を館長に提出するとともに、職員の指示に従い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧中は、閲覧利用証（第4号様式）を着衣に付けること。
 - (2) 筆記用具以外の携帯品はロッカーに収納し、閲覧室に持ち込まないこと。ただし、職員の許可を得たときは、閲覧のために必要最小限の物を持ち込むことができる。
 - (3) 筆記に際しては、鉛筆を使用し、インク等を使用しないこと。
 - (4) 文書等に書き込みを行うなど汚損し、又は破損するような行為をしないこと。
 - (5) 閲覧場所以外の場所に文書等を持ち出さないこと。ただし、館長が特に場所を指定した場合はこの限りでない。
 - (6) 室内において、喫煙、飲食、雑談等をしないこと。
 - (7) 閲覧を終えた文書等は、受付カウンターに返却し、職員の確認を受けること。
- 2 同時に閲覧請求をすることができる文書等の点数は、1人1回につき3点以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

(文書等の複写)

第8条 文書等を複写しようとするときは、規則第9条の規定に基づき必要な手続を行い、職員の指示に従うものとする。

(閲覧手続の特例)

第9条 他の博物館、図書館、学校その他館長が適当と認めたものが、文書等を室内で閲覧するときは、規則第

9条の規定を準用する。

(文書等の貸出し)

第10条 文書等の貸出しは行わないものとする。ただし、公益上必要があり、亡失又は損傷の防止に十分な配慮がなされていると館長が認めたときは、規則第10条の規定を準用することができる。

(行政利用)

第11条 戸田市職員が業務上、文書等を閲覧又は借覧しようとするときは、規則第9条又は第10条の規定を準用する。

(利用に供しない文書等)

第12条 文書等のうち、次に掲げるものは、館長が適当と認めた場合を除き、その全部又は一部を利用に供しないものとする。

- (1) 個人若しくは団体の秘密保持のため、又は公益上の理由により利用に供することが不適当なもの
- (2) 整理又は保存上支障があるもの
- (3) 寄贈又は寄託を受けた文書等の利用に関して、寄贈者又は寄託者が条件を付したのもの
- (4) その他業務上支障のあるもの

(出版物等への掲載又は成果の発表)

第13条 文書等を出版物その他の媒体(以下「出版物等」という。)に掲載することの許可を申請する者は、複写物出版・掲載等許可申請書(第5号様式)を館長に提出するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資料原蔵者の承諾を事前に得た上で、その許可書を添付すること。
- (2) 申請した目的以外には、掲載しないこと。
- (3) 出版物等への掲載により著作権その他の問題が生じた場合は、全て申請者がその責任を負うこと。
- (4) 出版物等への掲載により第三者の人権・プライバシーを侵害することのないよう細心の注意を払うこと。
- (5) 出版物等への掲載をする場合は、戸田市立郷土博物館所蔵資料である旨を表示すること。
- (6) 当該出版物等を2部寄贈すること。

2 館長は、前項に規定する申請を許可するときは、複写物出版・掲載等許可書(第6号様式)を申請者に交付するものとする。

3 文書等を利用し発表しようとするときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資料原蔵者の承諾を事前に得た上で、戸田市立郷土博物館所蔵資料である旨を表示すること。
- (2) 成果を発表した場合は、その出版物等を2部寄贈すること。

(相談)

第14条 利用者は、調査研究のために、文書等に関して相談を行うことができる。ただし、次に掲げるものの相談は受け付けないものとする。

- (1) 個人又は団体の秘密に関わることで、公表することが不適当なもの
- (2) 文書等の鑑定及び価格評価に関するもの
- (3) 懸賞問題等の回答に関するもの
- (4) 自説及び他者の学説等に対する検証・評価に関するもの
- (5) 回答に過大な調査を要し、センターの業務に支障を来すおそれのあるもの
- (6) その他館長が適当でないと判断するもの

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、あらかじめ教育長の承認を得て、館長が定める。

附 則

この規程は、平成21年6月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月19日から施行する。

● 戸田市郷土博物館ビジョン ●



戸田市郷土博物館ビジョン

※計画期間：
令和4年度～令和8年度



郷土博物館
(彩湖自然学習センター)
を取り巻く現状と課題

郷土博物館は「市民の教育、学術及び文化の発展に寄与する」ため、昭和59年に開館し、令和6年には開館40周年を迎えます。彩湖自然学習センターは、平成9年に郷土博物館の分館として彩湖のほとりに開館し、令和4年には開館25周年を迎えます。両館とも開館以来年数を重ねる中で、施設の利用環境改善や新たな来館者層の開拓が求められているほか、ポストコロナの時代における「博物館施設」として、進展著しいデジタル技術等を活用した新たな観覧方法・機会の充実や、積極的な情報発信への対応も求められています。

郷土博物館
(彩湖自然学習センター)
の目指す姿

「知の拠点」として、あらゆる人に戸田の魅力を発信し続ける博物館

郷土博物館
(彩湖自然学習センター)
の目指す姿について

「博物館施設」の持つ4つの機能(①調査・研究、②収集・整理・保存、③展示・公開・発信、④教育普及)において、従来型の取組を進めることはもちろん、デジタル技術等を駆使した新たな観覧方法や学習機会の充実、積極的な情報発信に努めることで、広く戸田の魅力を発信し続ける「知の拠点」としての役割を果たしていきます。

機能1. 調査・研究

戸田の歴史や自然について蓄積していく「知の拠点」となる施設として、郷土戸田に関する調査・研究をさらに進めていきます。

主な取組

- ・専門性が求められる学芸員及びアーキビストの確保など、職員体制の充実を図る
- ・継続的、計画的に調査・研究に取り組むとともに、外部機関の研修などに積極的に参加することにより、学芸員等のスキル向上を図り専門性を高める
- ・他博物館や関係機関などと連携を図り、外部の研究成果を積極的に活用する
- ・庁内他課事業との連携(戸田ヶ原自然再生事業など)を積極的に進める



機能2. 収集・整理・保存

郷土戸田の歴史・文化や自然について次世代へとつなげるため、資料の収集・整理・保存に努めていきます。

主な取組

- ・限りある収蔵スペースを最大限活用するため、資料の整理及び収蔵環境の維持・改善に取り組む
- ・収蔵資料のさらなる充実を図るため、寄贈などによる地域の資料の適切な受入れに一層努める
- ・市の歴史を跡付ける史料となる「歴史的公文書」をはじめ、地域に残された史料の収集・整理・保存に継続して取り組む
- ・収蔵品管理システムにより、収蔵資料の適切な管理を行うとともに、収蔵資料情報の公開の充実(公開対象資料の拡大)を図る



機能3. 展示・公開・発信

歴史・民俗分野と自然分野にわたる「総合博物館」として、魅力ある展示・公開の事業を行うとともに、戸田市民の財産として広く発信していきます。

主な取組

- ・戸田に関わりのあるテーマを広く求め、日頃接する機会がない貴重な資料なども紹介する特別展、企画展を開催する
- ・博物館の調査・研究活動に基づいた成果を市民などに還元する特別展、企画展を開催する
- ・ロビー展などの小規模展示を活用し、調査・研究活動成果の定期的な公開・発信を図る
- ・『研究紀要』などの刊行物により、調査・研究の成果を広く公開・発信する
- ・常設展示など各種展示の見どころを分かりやすく伝える動画コンテンツの充実を図る
- ・収蔵資料や市内文化財などの情報のデジタル化を進め、デジタルミュージアムとして広く発信する
- ・常設展示における音声ガイド(視覚障害者対応、多言語対応含む)の検討など、展示情報の一層のバリアフリー化に取り組む
- ・学芸員による展示解説(常設展、企画展、特別展など)を実施し、成果をわかりやすく伝える
- ・彩湖周辺の自然環境や生き物の魅力を紹介する動画配信の充実を図る
- ・国(荒川上流河川事務所)や民間企業などとの連携による展示、イベントの充実を目指す
- ・市内公共施設などを会場とした写真パネル展示の充実を図る



機能4. 教育普及

生涯学習に資する社会教育施設として、教育普及活動に積極的に取り組んでいきます。

主な取組

- ・博学連携事業として、小3及び小6の博物館授業(来館方式やオンライン方式)、出張授業支援、資料貸出などを一層推進する
- ・博学連携事業として、小3の彩湖自然学習センター授業、彩湖サイエンスサポートプログラムなどを一層推進する
- ・郷土博物館活用検討委員会、彩湖自然学習センター活用検討委員会、博学連携を考える研修会の活動により、博学連携事業の一層の充実を図る
- ・小・中学校教職員の施設体験研修の受入れを行う
- ・子供向け教育普及活動に携わる博物館ボランティアの育成を図る
- ・「体験型学習」の特性を活かした講座の一層の充実を図る
- ・文化財保護事業の一環である文化財講座の一層の充実を図る
- ・大学学芸員課程の博物館実習の受入れを行う



【戸田市郷土博物館ビジョンの位置づけ】

本ビジョンは、博物館法をはじめとする博物館関連法令及び郷土博物館基本構想(昭和58年7月制定)を前提とし、本市上位・関連計画である戸田市第5次総合振興計画、第4次戸田市教育振興計画、第5次戸田市生涯学習推進計画等に基づき、今後郷土博物館が取り組むべき内容について整理し、明示したものです。戸田市立郷土博物館協議会での意見聴取を経て、令和4年2月の戸田市教育委員会定例会で議決され、本ビジョンが策定されました。計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間です。

【進捗管理】

本ビジョンに掲げる「博物館施設」の持つ4つの機能における取組の進捗については、市政評価におけるPDCAサイクルに基づいて管理していきます。進捗状況は、戸田市立郷土博物館協議会で報告し、同協議会の意見等についてはホームページ等で公開します。



戸田市第5次
総合振興計画
はこちら



第4次戸田市
教育振興計画
はこちら



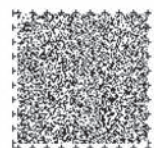
第5次戸田市
生涯学習推進
計画はこちら



郷土博物館
ホームページ
はこちら



彩湖自然学習
センターホームページ
はこちら



戸田市立郷土博物館要覧（令和5年度）

令和5年8月発行

編集・発行 戸田市立郷土博物館

住所 〒335-0021

埼玉県戸田市大字新曽 1707 番地

電話 048-443-5600

FAX 048-442-8988

